

元石川小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定

《いじめ防止に向けた学校の考え方》

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条にあるように「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめを防止するための基本的な方向性

- ◆いじめの未然に防止（学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など）
- ◆早期発見・早期対応（教職員の資質向上、教育相談体制の充実、いじめを見逃さない体制の強化）
- ◆適切な対処・措置（児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化）

③ 学校いじめ防止基本方針の目的

学校・家庭・地域で児童の健全育成を図り、いじめのない安心して豊かに生活ができる学校風土の実現をめざす。また、児童が主体的にいじめ防止に取り組める体制作りをめざす。

《いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取り組み》

① 組織の構成

管理職、教務主任、児童指導部（児童支援専任、特別支援コーディネーター含む）、養護教諭
（必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等心理・福祉の専門家の参加を
求める）

② 組織の役割・年間計画等の明示

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証。

《いじめ防止及び早期発見のための取り組み》

① いじめ防止への取り組み

- ・教育活動全体を通じた人権教育、道徳教育、体験活動や言語活動の充実を図る。
（人権教育年間計画、道徳教育年間計画、児童指導年間計画、元石川小学校スタンダード等に基づく教育活動）

- ・校内重点研を通して、わかる授業づくりを推進する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を生かした集団作り・授業づくりの充実を図る。
(YP アセスメント・支援検討会の実施：5月11月 授業づくりの研修：8月)
- ・児童運営委員会を中心とした子どもたちの主体的な取り組みを支援する。
- ・児童運営委員会の「あいさつ運動」の推進（年間を通して）
- ・児童及びその保護者に対する教育相談を行う体制を整える。
- ・インターネットによる情報モラル教育の推進（6月）
- ・縦割り活動の充実を図る。（6月オープンスクールで公開）

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制作り
毎月の児童指導報告で各学年の様子について情報交換・情報共有を行う。また、児童支援専任による教室巡回など児童の様子についての情報収集を行う。
- ・いじめを含む学校生活に関する定期的なアンケート調査の実施（5月、11月）
- ・全市一斉のアンケートの実施（いじめ解決一斉キャンペーン：12月）
- ・アンケート結果をもとに児童との教育面談の実施（12月）

③ いじめに対する措置

- ・組織的な対応の徹底
いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
被害児童に対しては事情や心情を聴取し、その状態に合わせた継続的なケアを行い、加害児童に対しては、その人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、再発防止に向けての適切な指導・支援を継続的に行う。また、これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携
「いじめ」が暴行や障害等犯罪行為に当たると認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは直ちに警察に通報して、被害児童を守る。

④ 研修

教職員の資質向上、情報共有を目的として計画的に研修を行う。必要に応じて外部講師の派遣を要請する。

4月…横浜プログラム活用研修

5月…児童理解研修（特別支援教育：個別級児童と診断名が明らかな児童）・情報モラル研修

6月…児童理解研修（各学年の実態と支援について）

7月…児童理解研修・いじめ防止研修

8月…危機管理演習・横浜プログラム活用研修・特別支援教育研修

11月…人権研修・児童指理解（各学年の実態と支援について）

1 2月…いじめ防止対策研修

3月…児童理解研修

⑤ 学校運営協議会の活用

- ・いじめに関する課題を保護者、地域の方と共有し地域ぐるみで解決する場としていく。
- ・校内アンケートの結果を報告し、ご意見をいただく。
- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設定し、ご意見をいただくとともに改善点についても、協議していく。

⑥ 地域との連携

- ・自治会、民生委員、主任児童委員、学援隊等との連携を図り、地域での情報も取り上げていく。

《重大事態への対処》

重大事態とは、いじめにより「児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」「児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と、いじめ防止対策委員会が判断した場合をいう。

① 重大事態の報告：重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

② 重大事態の調査：「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

※「調査」とは、「事実関係を明確にする」ことで、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様だったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

③ 児童・保護者への報告：いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

《その他》

必要があると認められる際には、学校基本方針を見直し、あらためて公表する。